

令和6年度
御坊市教育委員会点検評価報告書
(令和5年度事務事業分)

御坊市教育委員会

< 目 次 >

評価等に当たって	1 ～ 3
点検評価結果	
1 未来を支えるひとづくり	5 ～ 6
2 子どもを育む地域社会づくり	6 ～ 7
3 生涯学習の振興	7
4 生涯スポーツの振興	8
5 芸術・文化の振興	9
参考資料	
事務事業評価一覧表	11 ～ 25
令和6年度（令和5年度事務事業分）教育委員会事務事業評価 に関する意見書の提出について	27
令和6年度（令和5年度事務事業分）教育委員会評価委員会の 主な意見	29
御坊市教育委員会評価等実施要綱	31 ～ 33

評価等にあたって

1 はじめに

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきPDCAのマネジメントサイクルを確立すべく、平成20年度以降教育委員会が行った事務事業の点検評価（以下「評価等」という。）を実施し、教育委員会評価委員会の意見を受け報告書としてまとめています。

2 評価等の対象

今回実施した評価等の対象は、第5次御坊市総合計画に基づき、令和5年度に実施した事業のうち主なもの42事業です。なお、前年度から「私立幼稚園運営補助事業」を廃止し、新たに「健康マージャン推進事業」を加えました。

3 評価等の方法

(1) 評価等に際し、必要性、効率性、有効性、公平性・透明性の観点から分析し、課題や今後の対応等について示すこととしました。

(2) 評価は、それぞれの評価項目・総合評価の判定において次の4段階評価としました。

必要性・・・・・・・・４：必要性は高い。

３：必要性はある。

２：必要性は少ない。

１：必要性はない。

効率性・・・・・・・・４：効率性は高い。

３：効率的である。

２：あまり効率的ではない。

１：効率的ではない。

有効性・・・・・・・・４：効果は大きい。

３：効果はある。

２：効果はあまりない。

１：効果はない。

公平性・透明性・・４：公平性、透明性は十分確保されている。

３：公平性、透明性は確保されている。

２：公平性、透明性に欠ける部分がある。

１：公平性、透明性の確保ができていない。

総合評価における判定

- 4：十分できている。
3：できている。
2：あまりできていない。
1：できていない。

- (3) 評価の今後の方向性については、「廃止・終了」、「休止」、「継続」、「拡大」、「見直し」の5つの方向性で表しました。
- (4) 評価等の際し評価等の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など5人以内で構成する教育委員会評価委員会で、様々なご意見、ご助言をいただきました。

なお、教育委員会評価委員会の委員は、次の方々です。

(50 音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
石 橋 都 也 子	学識経験者
大 川 秀 樹	学識経験者
佐 々 木 俊 明	学識経験者
橋 本 英 之	学識経験者
山 本 尚	学識経験者

4 評価等の結果

教育委員会の自己評価の結果は、次のとおりです。

(1) 評価の判定別事務事業数

評 価	十分できている	できている	あまりできていない	できていない
事業数	2	38	2	

(2) 今後の方向性別事務事業数

方 向	廃止・終了	休 止	継 続	拡 大	見 直 し
事業数			40	2	

5 まとめ

自己評価の判定別事務事業数では、「十分できている」とした事業が全体の約5%に相当する2事業で、「できている」とした事業が約90%に相当する38事業、「あまりできていない」とした事業は約5%に相当する2事業でした。なお、「できていない」とした事業は該当ありませんでした。

「できている」と判定をしている事業であっても予算の獲得状況によっては判定を下げなければならなくなることが考えられる事業もあります。このように市の財政状況によって事業の成果が左右されるようなこともあり、今後の事業展開に課題を残すものであります。

また、今後の方向性別事務事業数については、40の事業で「継続」とし、今後、更に充実を図っていく必要がある「学校図書館整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」は「拡大」の判定をしています。また、令和5年3月末に御坊はこぶね幼稚園が閉園となったことから、これまで行っていた「私立幼稚園運営補助事業」は令和4年度限りで「廃止・終了」としています。

教育委員会としましては、依然として厳しい財政状況の中ではありますが、教育の継続性という観点と、時代の要請等による必要な調整や修正を加えつつ市民ニーズへの的確な対応と教育課題の解消に向け、事務事業の優先度や緊急度等を勘案し、計画的かつ重点的な事業実施に努めなければならないと考えます。

点 検 評 価 結 果

1 未来を支える人づくり

【基本方針】

「子どもたちがいきいきと学べる環境づくり」を推進します。

〔令和5年度の主な取組状況〕

- ③ 子育て支援の一環として、全市立幼稚園で預かり保育を実施した。（預かり保育実施率 80.6%）
- ⑥ 小学校及び中学校における外国語教育の指導助手として外国青年を招致し、英語教育及び国際理解教育の充実を図った。なお、2学期から小学校担当を2名体制とし、授業時数の格差を改善した。
- ⑩ 学校図書に親しみ読書の習慣づくりを推進するため、学校図書館図書充実事業を開始し、その中で、こぼうっ子の100冊の取組みを行った。
- ⑰ 牛乳の金額が、前年度と比較して8.79円の値上げとなったため、代替品の回数を増やすことにより、食材費の軽減を図った。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「未来を支える人づくり」では16事業を掲げ、その内15事業で「できている」又は「十分できている」と判定しました。「十分できている」と判定したのは、「幼稚園預かり保育事業」です。また、「あまりできていない」と判定したのは、「学校図書整備事業」で、学校図書館図書標準を全ての小中学校で達成することを目的とした学校図書館図書充実事業を令和5年度から実施しましたが、現在においては、図書標準に満たしている学校数が0校であるため当該評価としたものです。

今後の方向性については、15事業で「継続」とし、今後、更なる充実を図っていく必要がある「学校図書整備事業」については、「拡大」としています。

事業全体としては、概ね「できている」との判定をしていますが、引き

続き教育内容の充実とともに家庭や地域と連携した包括的な教育支援に努めるなど効率的かつ効果的な事務事業の実施に努めていくことが必要であると考えます。

2 子どもを育む地域社会づくり

【基本方針】

「家庭・学校・地域が連携して子どもを育む環境づくり」を推進します。

〔令和5年度の主な取組状況〕

- ⑬ 協議会内で活発な議論ができるよう、協議会の進め方等について学校長が学ぶことを目的として、和歌山県CSマイスターとの懇話会を実施した。
- ⑭ 包括連携協定を締結している、日本郵便㈱の御坊郵便局の配達員に、配達時にオレンジ色のベストを着用していただき、主に下校時に見守り活動を行う活動を開始した。
- ⑮ 夏休み発明くふう工作教室を開催し、参加者のうち1名が、公益社団法人発明協会会長奨励賞を受賞した。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「子どもを育む地域社会づくり」では、7事業を掲げ、その内5事業で「できている」、1事業が「十分できている」との判定をしました。一方、「あまりできていない」と判定したのは「学校運営協議会設置事業」で、当該事業が開始してまもなく、新型コロナウイルス感染症のため活動が縮小されたことの影響が大きく、協議会内での活発な熟議が少なかったものと考えます。

今後の方向性については、6事業で「継続」とし、今後、更なる充実を図っていく必要がある「学校運営協議会設置事業」については「拡大」としています。

事業全体としては、概ね「できている」との判定をしていますが、少子

化や核家族化、地域における人間関係の希薄化が更に進み、子どもを育てる環境はますます厳しい状況となり、新たな課題が生じてくることも考えられることから、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できるよう青少年健全育成活動への支援を行うとともに、家庭や学校、地域の連携を強化し新たな子育て支援の仕組みづくりに取り組んでいく必要があると考えます。

3 生涯学習の振興

【基本方針】

「生涯を通じ、明るく、楽しく暮らせる環境づくり」を推進します。

〔令和5年度の主な取組状況〕

②⑥～③④ 生涯学習活動の場として、市民文化会館、公民館、図書館、勤労青少年ホーム、教育集会所等の適正な施設管理と地域の身近な生活課題に対応した生涯学習の機会の提供に努めた。新型コロナウイルスの影響による中止又は縮小は、ほとんどなかった。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

◎ 「生涯学習の振興」では、9事業を掲げ、いずれも「できている」と判定しました。また、今後の方向性については全て「継続」としています。

事業全体としては、「できている」との判定をしていますが、生涯学習に対する市民ニーズは今後更に増加していくものと考えられることから、より多くの市民が学習の場に参加できるよう幅広い年齢を対象とした多種多様な学習機会の提供や学習施設の利便性向上に努めるとともに、学習を通じて習得した知識や能力を活用する機会の充実を図る必要があると考えます。

4 生涯スポーツの振興

【基本方針】

「すべての市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進します。

〔令和5年度の主な取組状況〕

- ③⑤ 熱中症対策のため、開会式を御坊小グラウンドから市民文化会館小ホールに会場を変更した。
- ③⑥ ニュースポーツのGOBO（ゴボ）教室を開催するとともに、市内のサロン等で体験会を行い、競技の普及に取り組んだ。
- ③⑧ 新たに健康マージャンペアフェスタを開催し、全国各地から選手の参加があり、「麻雀の聖地 御坊」としての魅力を発信できた。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「生涯スポーツの振興」では、4事業を掲げ、いずれも「できている」と判定しました。また、今後の方向性については全て「継続」としています。

事業全体としては、「できている」との判定をしていますが、引き続き子どもから高齢者まで年代を問わずスポーツに親しみ、健康でいきいきと暮らせるよう地域と連携し、スポーツを通して交流を深める機会の充実やスポーツ施設の利便性向上に努める必要があると考えます。

5 芸術・文化の振興

【基本方針】

「市民が芸術・文化に親しめる環境づくり」を推進します。

〔令和5年度の主な取組状況〕

- ④ 御坊市及び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会を設立し、運営を開始した。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

◎ 「芸術・文化の振興」では、4事業を掲げ、いずれも「できている」と判定しました。また、今後の方向性についても全て「継続」としています。

事業全体として「できている」との判定をしていますが、芸術、文化、歴史はそれぞれの地域において生まれ、育まれ、時代を超えて受け継がれるものであり、引き続き地域文化財の保存・活用を図るとともに、市民が親しめるよう工夫する必要があると考えます。

なお、文化財保護事業については、旧御坊町内を中心とした伝統的建造物の保存や、これまでに収集してきた民具、古文書、写真等の有効活用について検討を行っていくこと及び市内には85か所の埋蔵文化財包蔵地があり、調査体制の充実が必要であると考えます。

参考資料

事務事業評価一覧表

御坊市教育委員会

令和6年度

教育委員会（令和5年度事務事業）評価一覧表

「心豊かな人を育み、明るく、楽しく暮らせるまち」

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
	1	教育委員会の運営	教育行政について審議を行い、本市の教育行政の具体的な施策の推進、充実を図る。	定例会、臨時会の開催、学校訪問の実施、研修会・情報交換会等への参加	3	継続	今後更に教育委員会運営の適正化に努めるとともに、R2年度から交際費の公表を行うことにより、透明性の向上を図っている。
	2	はたちのつどい実施事業	式典を開催し、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。	「はたちのつどい」式典の開催	3	継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から出身中学校別の2部制で式典を開催していたが、令和5年5月に新型コロナウイルスが感染症法上2類相当から5類に引き下げられたことを受け、4年ぶりに全体で式典を開催した。
未 来 づ を 支 え る	3	幼稚園預かり保育事業	就労を希望する保護者の子育て支援及び好ましい保育環境の提供	月・火・木・金曜日の午後2時30分から4時までの間、全園で実施	4	継続	保護者ニーズも高く、現在のところ運営も順調に行われている。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、 課 題、 今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	4	就学指導委員会設置事業	特別な支援を要する児童生徒等の適正な就学指導を期するために設置	適正な就学についての判定、指導及び教育委員会への答申	3	継続	当該幼児・児童・生徒の適正就学と教育の確保を念頭に、個々の状況を十分確認しながら保護者との協議を重ねている。しかし、保護者の就学に対する思いと必ずしも一致しない場合が多く、また小・中学校入学後の対応が必要となるケースも多いことから、小・中学校の特別支援教育の充実を図る必要がある。また、引き続き福祉部門や園・学校等と連携し、きめ細やかな取組を継続するとともに、当該幼児・児童・生徒の適正就学に向けて保護者との丁寧かつきめ細やかな協議を行っていく必要がある。
	5	就学奨励事業	経済的理由により、就学困難な児童等に対し、必要な援助を行う。	学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等の補助	3	継続	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し必要不可欠な制度であり、今後も国の基準や地域の動向を見極めながら支給基準及び支給費目について適切に運用していく必要がある。
	6	外国青年招致事業	外国青年を招致し、小・中学校でのネイティブスピーカーによる英語教育の実践充実と、国際理解の推進を図る。	英語指導助手として、小・中学校で英語教育の実践を行う。	3	継続	小学校において外国語が教科化され、教育の重要性は高まっている。また、小学校の学習内容を受け、中学校英語教育においても語彙力を身につけ異文化理解に努めるとともに、4技能5領域を高める必要がある。特に、「話すこと（やりとり）」の指導を充実し、即興力を習得することが大切であり、ALTとのやりとりを通じて、これらの力が高められることが大いに期待できる。グローバル化の進展に伴い、国際社会で活躍できる日本人の育成に英語教育並びに国際理解教育の充実は大きな役割を果たしている。今後も外国語教育の充実に努める必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	7	部活動奨励事業	学校における体育・文化の振興並びに充実を図る。	日常の部活動や各種大会への参加に対する補助	3	継続	県・近畿・全国大会等への出場に際しての補助制度については十分活用されており、児童生徒の心身の健全育成に資するべく引き続き制度を維持していくことが必要と考える。また、日常のクラブ活動に対する補助については十分とは言えず、今後予算確保等に努めていく必要がある。
	8	情報教育環境整備事業	コンピュータによる授業の充実を図り、児童生徒の学力及び情報処理能力の向上を図る。	情報手段を活用した学習活動に応えるための情報機器及び学習環境の整備	3	継続	情報機器及び学習環境整備について、賃貸借契約によりコンピュータ及び周辺機器を導入しているため、契約が終了する5年を目安として機器等の更新を行っているが、児童生徒1人1台端末については、賃貸借ではなく買い取りである。 機器の寿命は、一般的には5年前後と言われており、次回の端末更新に多額の費用が生じることは、明白であり、国の動向を注視し、財源の確保に努めなければならない。
	9	学校備品整備事業	備品の整備・充実を図ることにより、児童生徒等の教育環境の充実を図る。	老朽化等により不具合が生じている備品や学習活動に必要な備品の整備	3	継続	備品購入費については、各学校からの要望を精査し配当を行っている中、要望していた備品を購入されていない状況もあったが、指導を重ねてきたことによって改善されてきた。 しかし、各学校の備品購入費の配当予算が大きくないため、必要な学校備品を購入できないことも考えられるが、学校備品の整備は学校教育に必要不可欠であることから、予算確保と適切な予算執行に努めていくとともに、より一層、効率的な備品の購入ができるよう工夫・検討していく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	10	学校図書整備事業	図書に親しみ読書の習慣づくりを推進することにより、情操教育の充実と学力の向上を図る。	図書の購入及び整理	2	拡大	児童生徒の読書離れが課題となる中、学校図書館図書標準を満たしている学校は0校であるため、令和5年度から学校図書館図書充実事業を開始し、読書活動を活発に行っていくことができる環境づくりを推進していく。
	11	学校施設整備事業	学校施設等の整備を行うことにより、児童生徒の教育環境の充実を図る。	老朽化等により不具合が生じている施設の修繕や改修、改築	3	継続	学校施設の老朽化から修繕等を必要とする箇所が年々増加してきており、学校からの要望も多くなっている現状にある。そういった中で、すべての施設整備要望に対応できているわけではないが、必要性や緊急度を鑑み、予算の範囲内で実施している。 令和5年度においては、すべての小学校の修繕料が前年度に比べ増加し、中学校においても名田中学校を除く3校で修繕料が増加した。 今後も各学校からの要望を十分に精査のうえ、必要な予算の確保に努めつつ、安心・安全な教育環境の充実を図っていく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未 来 を 支 え る 人 づ く り	12	教育研究委託事業	教育課程や指導方法の工夫改善についての研究協議等により学校教育の充実を図る。	教科別、学年別、学校ごとの課題、今後の取り組むべき内容等についての研究委託	3	継続	学習指導要領の指導内容を実現するとともに、学習指導、学級経営等全てにおいてより質の高い教育活動を児童生徒に提供し、市内教職員が情報共有、連携しながら教育研究推進するために必要な事業であると判断する。令和3年度より事業経費が大きく削減される中、事業予算配分については真に必要な事業とその事業費について精査し、適切な配分・実施を行った。今後より充実した研究活動を展開するためには補助については十分とは言えず、今後予算確保等に努めていく必要がある。
	13	児童生徒対策委員会運営事業	御坊市の児童生徒に関する諸課題を解決するため、必要な調査、研究を行い、課題解決に必要な具体策を講じることを目的として設置	学校の報告を受け、課題のある児童生徒及び家庭の情報収集を行う。課題解決に必要なサポートチームの編成について関係機関の調整を行う。	3	継続	市内小・中学校からの児童・生徒の多欠状況報告等のため、定例会議を開催している。長多欠・問題行動等、関係機関との連携が必要な児童生徒については、必要に応じて各校区ブロック会議を開催している。 不登校となる要因や背景が複合化・多様化している現状においては、児童生徒の支援だけではなくその家庭支援が重要となる。そのため、本委員会やブロック会議においても、支援が必要と思われる家庭の報告や関係機関からの支援内容などを協議する場として発展させる必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	14	適応指導教室実施事業	学校以外の場での子どもの居場所の提供と、不登校児童生徒の支援	不登校児童生徒の集団適応能力の援助・集団活動の実施	3	継続	不登校となる要因や背景は、学校における友人関係の悪化等によるもの・家庭における生活環境等によるもの・児童生徒自身における学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの心身障害等によるものなどがあり、複合化・多様化している。そのため、県から派遣されるスクールカウンセラーなどを活用し、様々な要因・背景に沿った支援を提供する必要がある。また、登室に至らない児童生徒もあり、各関係機関と連携を取りながら児童生徒の社会的自立を目指す支援体制を構築することが必要となる。
	15	家庭児童相談事業	児童生徒の養育上の諸問題について、家庭・学校等の相談に応じ、児童福祉の増進を図る。	相談、訪問活動	3	継続	家庭児童相談室は福祉事務所に設置することが前提である。しかし、本市においては不登校に焦点を当てた取組とすること、また適応指導教室と連携する体制で事業運営を行っている。 地域社会や家庭状況変化により、単身家庭の増加や地域社会の希薄化などから、不適切な養育や教育力の低い家庭への支援がより重要となると考えられる。そのため、支援体制構築のため、学校（担任・SC）、関係機関（保健所・医療機関・福祉事務所）などとの連携を今以上の強化が必要となる。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	16	特別支援教育推進事業	特別な支援を要する児童等が、支障なく安全に学校生活を送れるようにするとともに、教育効果の充実を図る。	市費による介助員の配置	3	継続	原則として、1学級3人以上の児童生徒が在籍する場合、介助員を配置することとしている。対象と考えられる幼児・児童・生徒は増加傾向にあることや、LDやADHDといった普通学級で対応しなければならない発達障害を抱えた子どもたちが増加傾向にあることから、個別最適化を目指した教育が今後必要性を増す中、原則によらない介助員の配置が求められている。今後、個々の状況を精査・吟味し、必要に応じ介助員を配置していく必要がある。
	17	学校給食実施事業	望ましい食習慣を養うなど食生活の改善と食育の推進を図る。	幼稚園、小中学校における給食の実施	3	継続	学校給食による食育は、正しい知識と食習慣を身に付ける為に必要不可欠であり、安全でバランスのとれた食事の提供ができています。 今後も牛乳をはじめとした食材価格や設備修繕用部品、人件費など物価の上昇が続いているため、価格の動向を注視しながら適正な予算を確保していく必要がある。
	18	学校健康管理事業	健康診断の実施による児童生徒、教職員等の疾病の早期発見と健康の増進	定期健康診断や生活習慣病予防検診等の実施	3	継続	児童生徒及び教職員の健康診断の実施については、学校設置者の義務として、学校保健安全法で定められているため、引き続き受診漏れがないよう対応していく。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
子どもを育む地域社会づくり	19	学校運営協議会設置事業	保護者及び地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現する。	目的の達成のため、各学校に学校運営協議会を設置する。	2	拡大	令和5年度は、委員に対し、学校・地域のあり方を熟議できる機会を設け、協議会の活動が活発化できるよう働きかけた。幼稚園・小学校・中学校合同による講演会を企画したが、他行事の都合により開催に至らなかったり、情報モラル教室を開催し、保護者の参加を呼び掛けたが少なかったなどの課題が見られた。 藤田小学校区において、大成幼稚園閉園に伴う協議会の体制を検討する必要がある。
	20	児童センター運営事業	児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設である児童センターは、児童生徒に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする。	児童センターは小型児童館の機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通じての体力増進を図ることを目的とする事業を行う。	3	継続	地域における遊びや文化的・社会的な体験活動を提供し、子どもの心身を育成し情操を豊かににすることを目的としている。近年では、少子化や放課後児童健全育成事業などの充実などにより、来館者数が減少している。しかし、地域における子どものための拠点・福祉的な課題への対応・健全育成の環境づくりのため、児童福祉施設としての運営・活動は今後も必要となる。新型コロナウイルス感染症の影響により制限していたため、両折り活動などを経験していない子どもが多いため、今まで以上に時間などがかかる状況となっている。
	21	児童健全育成事業（子ども会）	地域ぐるみでの青少年の健全育成活動の推進と家庭・地域の教育力の向上を図る。	子ども会の育成事業	3	継続	常に地域の実態や保護者、子どものニーズに適合した子ども会活動のあり方についての検討が必要であるが、当面は市子連事業として事務局が主導して、体験学習等の充実を図り、市子連の活動を単位子ども会活動としての利用に活用できるよう奨励するとともに、子ども会未組織の地域の子どもたちへの活動機会の提供としても行っていく。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
子どもを育む地域社会づくり	22	和歌山県地域と学校の連携・協働体制推進事業 (子どもの居場所づくり推進事業)	宿題や家庭学習をする習慣が身についていない子ども達の学習習慣の確立、大人とのふれあいによるコミュニケーション力の向上、自己肯定感・自尊感情の高揚等	放課後等にひとりで過ごさなければならぬ子どもを含む、主に小学4年から5、6年生の子どもへの学習支援や大人との交流の機会を継続的・定期的に提供する居場所を開設	3	継続	今は児童センターでのみ開設となっている。他の地域での居場所開設については、学童保育等とのバランス及び要望を考慮し、当面の間は、児童センターのみで対応したい。
	23	青少年育成推進事業	地域ぐるみでの青少年の健全育成活動の推進	青少年健全育成地域組織活動の事業委託と連絡調整、少年メッセージ	3	継続	それぞれの地域における青少年育成組織として機能している。
	24	児童生徒等の防犯対策事業	学校や通学路における子どもの安全の確保	安全指導員の配置及び各種団体等による子どもの安全確保(学校安全指導員、緊急通報システム)	3	継続	県教育委員会・御坊警察署・日本郵便(株)・市防災対策課等の関係機関との連携、安全指導員による見守り活動、各種団体の協力、民間企業からの児童生徒の安全に係る寄付など本事業は定着しつつあるが、「声掛け」や「わいせつ行為」、携帯電話を利用した「無断撮影」などの問題事案発生は後を絶たず、児童・生徒を危険から守るために、今後も本事業を継続する必要がある。御坊市全体として「園児・児童・生徒の安全確保」に関する気運を醸成していきたい。
	25	少年少女発明クラブ運営事業	御坊市の次代を担う子どもたちが「ものづくりの楽しさ・喜び」を体得し、「豊かな観察力・想像力」を養う	各種教室の開催	4	継続	6年生を対象に、修了後も引き続き発明クラブの活動に参加してくれる「センパイクラブ員」制度を活用し、一人でも多く意欲のある中学生に積極的に活動に関わってもらえるよう働きかけていきたい。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯学 習の振 興	26	市民教養講座実施事業	市民の教養を深めるための講演会の開催	幅広いジャンルの著名人を招聘しての講演会の開催	3	継続	御坊・日高地域の成人講座として定着しており、今後も市民のニーズにあった講師の選定を行っていく。H25年度からは広域行政事務組合からの補助金が廃止され、日高郡町村会から1,000千円の補助金となり、1,800千円減額となったため、チケット料金を1千円値上げするとともに特別公演を廃止し、年間6回の講座で実施してきた。近年、講師料が年々高騰しており、予算の増額も望めないため、講座回数を固定しないで実施していく。
	27	公民館自主事業	市民の教養の向上、生活文化の振興等、生涯学習の増進等を図るため、教養・学術・文化等に関する各種事業を実施する。	中央公民館と御坊市文化協会による市展の開催、分館による地域文化祭及び駅伝大会の開催並びに子ども文庫開設など	3	継続	公民館は地域住民の一番身近な公共施設であり、地域コミュニティ形成の活動拠点でもある。学校教育との連携、家庭の教育力の向上を図っていく上において、公民館には大きな役割が求められており、各種の講座や地域文化祭等の自主事業を実施しているところであるが、さらに家庭や学校等と連携しながら地域づくりに取り組んでいきたい。
	28	文化協会補助事業	生涯学習の実践団体としての御坊市文化協会への補助	御坊市文化祭事業及び機関誌発行に要する経費の補助	3	継続	本事業は、市から補助金を受け、文化協会が雑誌「ごぼう文化」を発刊したり、市美術展をはじめ文化祭事業として作品展や発表会等を開催している。文化の向上、美術、芸術の振興・発展を考えれば今後も継続して実施していくことが必要であるとともに、内容等充実させていくには、さらに文化協会と協議検討していく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯学習の振興	29	図書館資料整備事業	資料の充実を図ることにより、市民の生涯学習に資する。	図書館資料の購入・収集及び整理	3	継続	適宜市民ニーズを把握しながら新刊の選定作業を実施するとともに、将来に向けて蔵書の保管スペースを拡充確保する方策を考えていく必要がある。
	30	市民文化会館運営事業	市民文化の向上を図るための施設としての市民文化会館の管理運営	館の維持管理、運営	3	継続	指定管理者制度により専門性の高い指定管理者による効果的で効率的な運営ができています。 指定管理者と生涯学習課職員双方が協議を行い、問題点等情報共有をし、より適切な館運営を行う。 昭和59年建築の施設であり、内外の老朽化も進んでいることから、計画的修繕を必要とする。 また、突発的な早急修繕を必要とする事案も多く発生していることから、対応方法を常に念頭におかなければならない。
	31	図書館運営事業	図書館の快適な利用環境の維持・充実	図書館の管理運営	3	継続	市民ニーズの多様化と社会情勢の変化に迅速且つ的確に対応するため、専門知識を有する司書資格取得職員の充実を図っていくことが必要である。 また、平成30年度から閉館時間（火曜日から金曜日）を午後6時30分まで延長し、館内にWi-Fiを設置している。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯学習の振興	32	公民館運営事業	市民の学習機会の創出を図るための公民館の運営	中央公民館、分館等の管理運営	3	継続	分館は、子ども文庫や地域文化祭、各種学習会・教室など、いろいろな会合等にも利用され、子どもから大人まで多くの人々が集い、地域コミュニティの活動拠点施設としての役割を担っている。中央公民館では分館のサポートをしながら本館事業として、市美術展覧会や作品展等の文化祭事業を実施するとともに、各種会議や成人講座として茶道・華道・着付け・日本画教室（令和5年度は休止）を実施している。今後は、学校・家庭・地域と情報を共有・連携しながら、地域課題解消への取組に努めたい。
	33	勤労青少年ホーム運営事業	勤労青少年の健全育成、福祉の増進及び社会教育の振興を図るための施設の維持管理	施設の貸館業務	3	継続	勤労青少年福祉事業としての枠を取り除き、社会教育振興としての施設利用の活用を図っている。 施設維持管理については、定期的な巡回点検を必要とする。 施設の老朽化による館内外の修繕箇所が多く発生しており、災害時の避難所にも指定されていることから、特に懸案事項でもある外壁等の修繕及び浄化槽改修は急務であり、また維持管理費削減を図るため照明LED化も必要であり、予算確保に努める。
	34	教育集会所管理事業	地域における社会教育活動の充実と住民福祉の向上に資するための集会所の維持管理	小松原西会館、財部東会館及び蘭北会館の維持管理	3	継続	自治会を指定管理者として管理を委託することで、スムーズな管理ができています。 令和5年度は軽微な修繕で済んだが、今後老朽化も進むことから、定期的な状況把握及び計画的修繕計画を行う。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯 ス ポ ー ツ の 振 興	35	市民総合体育大会実施事業	市民の健康維持、体力向上及びスポーツの振興を図る。	地区対抗競技と公開競技の実施	3	継続	地区対抗種目で地区単位でのチーム編成が困難な種目もあり、参加チーム数の減少が目立っている。 連合チームの結成や公開競技への変更なども含め、柔軟に対応していく必要がある。
	36	スポーツ振興事業	各種スポーツ大会の開催等により、市民の体力増進、健康づくりを促す。	各種スポーツ教室及びスポーツ大会の開催	3	継続	市立体育館、武道館、学校体育館、学校ナイター等 現有の施設の利用頻度は高く、体力増進・健康づくり に対する住民のニーズも高くなっている。加えて、市 民がスポーツに参画することにより地域コミュニティ の維持・強化が期待できるため、今後も継続して事業 を実施する。 また、ジュニアスポーツにおいては、スポーツの多 様化や少子化により、活動を停止するチームが生じて いる。既存の競技種目だけでなく、新たな種目の競技 団体にスポーツ少年団登録を促し、ジュニアスポーツ を活性化していきたい。
	37	体育施設管理事業	体育施設・設備の整備・充実を図ることにより、スポーツの振興と市民の健康・体力づくりを推進する。	市立体育館、武道館、相撲場、弓道場及び夜間照明施設の管理・整備	3	継続	これまでも住民のニーズや施設の利用頻度が高いこ とに加え、スポーツ基本法で「スポーツをする権利」 が明確に示されていることから、より一層の施設整 備・管理に努める。 各施設とも老朽化による修繕を必要とする箇所も多 くあり、特に武道館天井、相撲場周囲及び夜間照明等 の高額修繕も必要であることから、早期に修繕でき るよう予算確保に努める。 また、突発的な修繕等も発生していることから、常 に早急な対応を必要とする。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由 、 課 題 、 今 後 の 対 応 等
生涯 スポーツ の 振 興	38	健康マージャン推進 事業	健康マージャンを通じて世代間 交流、地域間交流を図り、生涯 学習活動の促進に寄与すること を目的とする。	「健康マージャンペアフェス タ」の開催	3	継続	令和6年度から本大会に加え、全国予選会も開催し てほしいとの声があったため、本大会及び全国予選会 を開催できるよう努める。 また、昨年度は9月開催であったが、市立体育館は 空調設備がなく、熱中症のリスクを考慮し、開催時期 を検討する必要がある。 さらに、企業からの協賛・寄付等協力をいただきな がら、事業を円滑に運営し、「麻雀の聖地 御坊」と して魅力を発信していく。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
芸術・文化の振興	39	市民文化会館友の会事業	日常活動の成果の発表と鑑賞の機会を通して市民文化の向上を図る。	夏のまつり、バンドフェスティバル、大合唱のタベ事業の開催	3	継続	日常活動の成果を発表する場を提供することで、市民文化活動の活性化が図れている。
	40	市民文化会館自主事業	優れた芸術文化の観賞事業を安価で実施することにより、市民文化の向上を図る。	子ども芸術劇場やコンサート、演劇、古典芸能等	3	継続	市民の文化の向上を図るという目的を達成するために、自主事業実行委員会で議論を積み重ねながら継続して実施する。 令和5年度から予算が減額になっており、低予算の中でどのような魅力ある公演を開催していくかが課題になる。
	41	歴史民俗資料館運営事業	文化財に関する資料の収集、保存、展示及びその活用を図り、市民文化の向上に資するための施設の管理、運営	館の維持管理、各種体験教室の実施	3	継続	指定管理者との契約は平成27年度で終了し、平成28年度以降は直営で管理・運営を実施。令和6年度から埋蔵文化財専門職員が資料館の学芸員事務を兼務予定。
	42	文化財保護事業	文化財の保護を通じて、郷土理解を促進し、伝統文化の普及を図る。	文化財等の指定、管理、調査、収集、届出	3	継続	旧御坊町内を中心とした伝統的建造物の保存や、これまで収集してきた民具・古文書・写真等についての有効活用を図っていくことや、増えつつある文化財の保存場所が必要である。 平成30年度から実施していた「御坊祭民俗文化財調査事業」は令和3年度に完了した。 埋蔵文化財の調査体制の充実のため、令和5年4月から埋蔵文化財専門職員を御坊市で会計年度任用職員で採用、日高郡で埋蔵文化財保護行政事務協議会を設立運営することとなった。

令和6年8月16日

御坊市教育委員会 御中

御坊市教育委員会評価委員会

委員長 大 川 秀 樹

令和6年度（令和5年度事務事業分）教育委員会事務事業評価
に関する意見書の提出について

私達、御坊市教育委員会評価委員会委員は、教育委員会からの委嘱を受け、去る8月1日に教育委員会が行った自己点検・自己評価結果について、市民の立場から評価を実施しました。

教育委員会が行った評価では、「あまりできていない」と判定した事業は、「学校図書整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」の2事業で、これら以外の40事業の内訳は、「十分できている」が2事業で、「できている」が38事業となっています。なお、「できていない」と判定した事業はありませんでした。

また、今後の方向性では、更に充実を図る必要がある「学校図書整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」については「拡大」、これら以外の40事業については「継続」と判定しています。

当委員会としましては、教育行政運営の難しさは十分理解できますが、常にPDCAサイクルによる業務改善の意識を持つことが必要であると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症による影響により、制限又は中止とせざるを得ない事業が多くあった中、5類感染症への移行を踏まえ、以前と同様に事業を実施するために教育行政の一層の充実・推進を図られることを期待して、本意見書を提出するものです。

令和6年度（令和5年度事務事業分）教育委員会評価委員会の主な意見

基本施策	事務事業名	意見・提案等
未来を支える人づくり	⑩学校図書館整備事業	*令和5年度から学校図書館図書整備事業を実施しているが、全ての学校で学校図書館図書標準を満たしておらず、早急に達成できるよう予算を確保されたい。 *ごぼうっ子の100冊の取組みの中で、達成者に対しての特典等も検討されたい。
	⑰学校給食費実施事業	*日高川町在住の大成中学校生徒については、給食費が無償化となっていることから、学校内で不公平感が生じているものとする。 *保護者としては、現行単価で給食を食べさせてもらえてありがたいと考える。
	⑱学校健康管理事業	*ストレスチェックを全員受診するため、一層の対応をされたい。
	⑲学校運営協議会設置事業	*大成幼稚園の閉園に伴い、藤田小学校区の委員数について検討されたい。
子どもを育む地域社会づくり	⑳児童健全育成事業（子ども会）	*工作やクッキング体験などについては、子どもが非常に喜んでいるため、このような機会を増やされたい。
	㉑少年少女発明クラブ運営事業	*卒業生が「センパイクラブ員」として後輩の育成を行うことは素晴らしい取組みであり、今後も継続して実施されたい。
生涯スポーツの振興	㉒市民教養講座実施事業	*物価が高騰している中、料金（入場料）が3,000円と大変安い価格設定により実施しており、判定については「十分できている」としてもよいと考える。

御坊市教育委員会評価等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、評価等に際し、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うものとする。

2 評価等の結果は、総合計画の実施計画及び予算に反映させるよう努めるものとする。

(評価等の実施)

第3条 各課かい所長は、事務事業評価調書（別記様式。以下「調書」）により、自ら所管する事務事業について毎年評価等を行い、教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長に提出された調書に検討を加え、自ら評価等を行うものとする。

(委員会)

第4条 教育委員会は、前条第2項の評価を行うに当たり、当該評価の客観性を確保するため、教育委員会評価委員会(以下「委員会」という。)を設けるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する評価等
- (2) 評価等の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他評価等に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価等の公表)

第8条 教育委員会は、評価等を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、市民にわかりやすい形で公表するものとする。

(市民意見の反映)

第9条 教育委員会は、前条の報告書に関して市民から意見があったときは、その意見を評価等に反映させるよう努めるものとする。

(制度の見直し)

第10条 教育委員会は、評価等を行うに当たり、事務事業の成果を把握する手法その他評価等の方法について、その改善と発展が図られるよう随時見直しを行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年度 事務事業評価調書

事業実施課室等		職員数				
事務事業名					担当係等	
総合計画上の位置付け						
目的						
事務事業の内容						
前年度からの改善点						
根拠法令等		地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律				
事業経費	区分	単位	R3年度	R4年度	R5年度	特記事項
	決算額	千円				
	うち一般財源	千円				
成果・実績	区分	単位	R3年度	R4年度	R5年度	
評価項目		評価	評価の主な観点等			
1	必要性	4	・ 市民ニーズや社会経済情勢の現状に合致しているか。			
			・ 事務事業を本市教育委員会が実施すべきか。			
		評価に対する説明等				
		地方自治法で教育委員会の設置が義務づけられている。				
2	効率性	4	・ 事務事業は効率的に実施されているか。			
			・ コスト削減の工夫がなされているか。			
		評価に対する説明等				
3	有効性	4	・ 事務事業の目的に照らして効果的な手法か。			
			・ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。			
		評価に対する説明等				
4	公平性 透明性	3	・ 事務事業の効果は公平に配分されているか。			
			・ 説明責任を果たすために適切な情報提供がなされているか。			
		評価に対する説明等				
総合評価	判定	☐ 十分できている ☐ できている ☐ あまりできていない ☐ できていない				
	今後の方向性	☐ 廃止・終了 ☐ 休止 ☐ 継続 ☐ 拡大 ☐ 見直し				
	判定理由、課題、今後の対応等					